

SAGA2024国スポ江北町寄附・協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、江北町で開催される第78回国民スポーツ大会及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同し、寄附または協賛の申し出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 寄附・協賛の内容

- (1) 寄附または協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「寄附・協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。
なお、寄附・協賛物品等については、必要に応じて実行委員会から例を提示する。

3 寄附・協賛の実施方法

- (1) 寄附または協賛は、SAGA2024江北町実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 寄附または協賛の申込みは、寄附・協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 寄附または協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、寄附・協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (4) 寄附・協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として寄附者または協賛者の負担とする。

4 寄附・協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

5 寄附・協賛の表示

- (1) 寄附・協賛物品等には、寄附者または協賛者の意向に応じ寄附または協賛の表示を行うことができる。ただし、寄附・協賛物品等に直接表示する場合は「第78回国民スポーツ大会企業協賛に係る市町独自の企業協賛制度における留意事項」（2020年8月28日付 公益財団法人日本スポーツ協会/国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会発）に留意して表示するものとする。また、寄附・協賛物品等に直接表示することが不適当な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と寄附者または協賛者との協議のうえ決定するものとする。

6 寄附・協賛への謝意

寄附・協賛物品等の提供を受けたときは、寄附者または協賛者に対して感謝の意を表すことができる。また、ホームページ等にその旨を掲載するなど周知を図るものとする。

7 寄附・協賛の受入期間

寄附または協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

- (1) 寄附・協賛物品等については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議のうえ対応する。
- (2) この要項に定めるもののほか、寄附・協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定める。